破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３５号
長野県小諸市柏木207―２　四ッ谷パレス７号、住民票上の住所埼玉県秩父市荒川上田野2109番地２
破産者　神林いく江
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
新潟市中央区鳥屋野４丁目11番15号
破産者　久保田幸男
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９号
千葉県佐倉市中志津６丁目30番５号、前住所山形県酒田市東大町１丁目48番地の５
破産者　堀　　正明
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第６３号
埼玉県川口市元郷３―７―７ＮＫハイム元郷104号室、破産手続開始時の住所埼玉県川口市元郷２―４―16
破産者　纐纈　　勇
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１０号
埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森80番地１
破産者　山田　茂男
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１１号
埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森80番地１
破産者　山田　和彦
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５７号
埼玉県鳩ケ谷市南５丁目21番23号　野崎荘202号、旧住所埼玉県鳩ケ谷市南３丁目18番４号
破産者　高木　泰寛
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８７号
埼玉県上尾市大字大谷本郷916番地３
破産者　森　　道子
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０５号
さいたま市浦和区元町１丁目７番８号　ハイツ元町301
破産者　林田　芳朗
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０６号
さいたま市浦和区元町１丁目７番８号　ハイツ元町301
破産者　林田　恵子
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５５号
埼玉県幸手市大字惣新田3068番地３
破産者　中村　久子
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６４４号
横浜市西区南軽井沢５番地１　アサヒスタイリクスビル404号
破産者　熊野　健治
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８２５号
横浜市金沢区能見台東11番２―501号
破産者　保田　康敏
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８２６号
横浜市金沢区能見台東11番２―501号
破産者　保田千恵子
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８２７号
横浜市金沢区能見台東11番２―501号
破産者　保田　敏文
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４号
新潟県上越市大潟区土底浜3199番地
破産者　髙原　　毅
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第５６号
富山市黒瀬北町１丁目９番地１　グレイス・ハイム408号、開始決定時の住所富山市新根塚町１丁目４番38号
破産者　島地　孝義
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６６号
富山市大町104番地
破産者　竹田三樹夫
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２３号
山梨県韮崎市龍岡町下條東割842番地５　住感シリーズＦＳＢ棟205号室
破産者　井上　公人
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係